

確認検査業務手数料の減額に関する運用基準

第1条（趣旨）

この確認検査業務手数料の減額に関する運用基準（以下「手数料運用基準」という。）は、株式会社G A I 建築確認（以下「G A I」という。）が別に定める「確認検査業務規程」第38条並びに確認検査業務手数料規程第11条及び第13条の規定に基づき、確認検査業務手数料の減額の実施に必要な事項を定めるものとする。

第2条（用語の定義）

この手数料運用基準において使用する用語の定義は、業務規程及び手数料規程に定めるところによる。

第3条（減額対象の顧客）

減額対象者は、次の各号のいずれかに該当し、引き続きG A I に確認申請を行おうとする者とする。

- 1 前年度までの確認申請総件数が50件以上の者
- 2 前号と同等以上の申請が見込まれるものとして、G A I 取締役会で認められた者

第4条（採用減額率）

採用減額率は、前条に定める前年度までの確認申請総件数に応じ、次のとおりとする。

- 1 50件以上100件未満の場合 一律3%
- 2 100件以上300件未満の場合 一律5%
- 3 300件以上の場合 一律8%

第5条（業務の円滑な実施に関する考慮）

G A I は、前条に定める減額率の適用にあたり、確認検査業務が円滑かつ効率的に実施できるか否かについて、申請手続全体の状況を踏まえて判断するものとする。

2 前条に定める件数要件を満たさない場合であっても、確認検査業務の円滑な実施に資すると認められる顧客については、当該顧客との取引状況その他通常の業務遂行の過程において把握される事情を踏まえ、減額率の全部又は一部を適用することができる。

3 前二項の判断は、通常の業務遂行の過程において把握可能な範囲の事情に基づくものとし、個別案件ごとの評価又は追加的な資料の提出等を求める趣旨ではない。

第6条（減額に関する通知）

G A I に確認申請を行おうとする顧客で、第4条に定める減額率の適用を受けようとする場合は、あらかじめG A I が定めるところにより、減額に関する通知を行うものとする。

第7条（減額に関する通知の通知期限）

前条の通知は、原則として前年度3月末日までに行うものとする。ただし、G A I 取締役会で認められた場合は、この限りでない。

第8条（通知の有効期間及び更新）

減額に関する通知の有効期間は、原則として当該単年度とする。

2 引き続きG A Iに確認申請を行おうとする顧客で、第3条に定める件数要件又は第5条に定める事情を満たしている場合は、当該通知は更新されたものとみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、G A Iが必要と認めたときは、改めて通知を行うことができる。

第9条（手数料の支払方法）

第6条に基づき減額に関する通知が行われた場合の手数料の支払方法は、一括請求とする。ただし、G A Iと顧客との間で別途合意した場合は、この限りでない。

第10条（別途協議）

この手数料運用基準に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた場合は、G A I及び顧客が信義誠実の原則に基づき協議のうえ定めるものとする。

附則

この運用基準は、令和2年10月1日より施行する。

この運用基準は、令和3年4月1日より施行する。

この運用基準は、令和3年6月3日より施行する。

この運用基準は、令和7年4月1日より施行する。

この運用基準は、令和7年6月20日より施行する。

この運用基準は、令和8年4月1日より施行する。